

液化石油ガス設備施工マニュアル 改訂版 追 補

平成 17 年 4 月

液化石油ガス法施行規則例示基準の改正（平成 17 年 4 月 1 日）などに伴い、修正するものです。

頁	行など	修正後の記述など								
目次	下 1	「4.4 自記圧力計」を「4.4 <u>機械式自記圧力計</u> 」に修正する。								
目次	上 1	「4.5 電気式ダイヤフラム式圧力計」を「4.5 電気式ダイヤフラム式 <u>自記</u> 圧力計」に修正する。								
47	上 9 上 10	「自記圧力計」を「 <u>機械式自記圧力計</u> 」に修正する。 「電気式ダイヤフラム式圧力計」を「電気式ダイヤフラム式 <u>自記</u> 圧力計」に修正する。								
48,49		48 頁および 49 頁中の「自記圧力計」をすべて「 <u>機械式自記圧力計</u> 」に修正する。								
49	下 6	「…または標準圧力計…」を「…、 <u>標準圧力計またはこれと同等以上の精度を有する圧力計</u> …」に修正する。								
50	上 5、13、 図 .32 下 4、1 下 1	「電気式ダイヤフラム式圧力計」を「電気式ダイヤフラム式 <u>自記</u> 圧力計」に修正する。 「4.4 自記圧力計」を「4.4 <u>機械式自記圧力計</u> 」に修正する。 「…であること。」を「…であること、 <u>また、比較検査の周期が 12 か月に 1 回以上であること。</u> 」に修正する。								
62 ~ 64		62 頁 ~ 64 頁中の「自記圧力計」をすべて「 <u>機械式自記圧力計</u> 」に修正する。								
65	上 8	「埋設腐食測定器」を「 <u>埋設管腐食測定器</u> 」に修正する。								
270	表 .1 を 削除し右欄の 表を追加	<p style="text-align: center;">.1 低圧配管の気密試験圧力保持所要時間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">当該供給管等の内容積</th> <th style="text-align: center;">気密試験圧力保持所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10 L 以下のもの</td> <td style="text-align: center;">5 分以上（<u>2 分以上</u>）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 L を超え 50 L 以下のもの</td> <td style="text-align: center;">10 分以上（<u>5 分以上</u>）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50 L を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">24 分以上（<u>10 分以上</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）（ ）内は、<u>電気式ダイヤフラム式自記圧力計の場合を示す。</u></p>	当該供給管等の内容積	気密試験圧力保持所要時間	10 L 以下のもの	5 分以上（ <u>2 分以上</u> ）	10 L を超え 50 L 以下のもの	10 分以上（ <u>5 分以上</u> ）	50 L を超えるもの	24 分以上（ <u>10 分以上</u> ）
当該供給管等の内容積	気密試験圧力保持所要時間									
10 L 以下のもの	5 分以上（ <u>2 分以上</u> ）									
10 L を超え 50 L 以下のもの	10 分以上（ <u>5 分以上</u> ）									
50 L を超えるもの	24 分以上（ <u>10 分以上</u> ）									
	下 5	「 <u>自記圧力計または電気式ダイヤフラム式圧力計とする。</u> 」を「 <u>自記圧力計（機械式自記圧力計または電気式ダイヤフラム式自記圧力計）とする。</u> 」に修正する。								
274	表 .3 の 下に右欄の文 章を追加	（注） <u>機械式自記圧力計による場合を示す。</u>								
278	下 2、1 を削 除し右欄の文 章を追加	<p style="text-align: center;"><u>次のいずれかの方法により圧力降下を測定する。</u></p> <p>（ ） <u>電気式ダイヤフラム式自記圧力計または電気式ダイヤフラム式圧力計を用いる場合にあっては、 の状態を 5 分間（配管等の内容積が 10 L 以下の場合にあっては、2 分間）以上保持し圧力降下を測定する。</u></p> <p>（ ） <u>以外の漏えいの有無を検知するための器具を用いる場合にあっては、 の状態を 10 分間（配管等の内容積が 2.5 L 以下の場合にあっては、5 分間）以上保持し圧力降下を測定する。</u></p>								
289	上 5、下 5	「…を確認する。」を「…を確認するか、 <u>または集中監視装置などが設置されている場合は漏えい表示の有無を常時監視する。</u> 」に修正する。								

